

平成23年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子ども発達支援課 (内線: 7865)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																														
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源																																															
障がい児・者在宅生活支援事業	8,036	1,766	6,270			2,832	5,204																																															
トータルコスト	10,432千円 (前年度 4,187千円) [正職員: 0.3人]																																																					
主な業務内容	補助金の要綱制定、申請の受付・交付決定等補助金交付事務																																																					
工程表の政策目標 (指標)	全県で重症心身障がい児・者の日中支援を行える施設、事業所等の確保、身近な地域でのサービス提供体制の実現																																																					
事業内容の説明				【「鳥取県住民生活に光をそそぐ基金」充当事業】																																																		
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>障がい児・者のニーズが高いものの、障害者自立支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児・者の在宅生活を支援する。</p>																																																						
<p>2 主な事業の内容 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>負担割合</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 要医療障がい児・者在宅生活支援事業</td> <td>(1)重症心身障がい児・者等受入モデル事業所看護師配置助成事業【新規】 <鳥取県住民生活に光をそそぐ基金充当事業></td> <td>2,832</td> <td>県1/2 市町村1/2</td> <td>新たに看護師を配置し、医療行為が必要な重症心身障がい児・者等を受け入れる事業所に対し、配置の費用と介護給付費の差額相当を助成する。 (ア)児童デイサービス (夏休み等の利用) (イ)生活介護 (通年の利用)</td> </tr> <tr> <td>(2)生活介護事業所送迎助成事業【新規】</td> <td>2,882</td> <td>県45% 市町村45% 本人10%</td> <td>生活介護事業所において、医療行為が必要な重症心身障がい児・者を送迎するため、介助する者が2人以上となる送迎に要する経費を助成する。</td> </tr> <tr> <td>(3)家庭外看護師派遣支援事業</td> <td>15</td> <td>県1/3 市町村1/3</td> <td>医療行為が必要な障がい児・者が家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用を助成する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 重度身体障がい者等在宅生活支援事業</td> <td>(1)入院時付添依頼助成事業【新規】</td> <td>360</td> <td>本人1/3</td> <td>人工呼吸器管理が必要な重症障がい児・者の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を依頼する費用を助成する。</td> </tr> <tr> <td>(2)家庭内排痰補助装置助成事業</td> <td>376</td> <td></td> <td>常時または随時排痰を行うことが必要な障がい児・者が家庭内に排痰補助装置を配置するための費用を助成する。</td> </tr> <tr> <td>3 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入助成事業【新規】</td> <td>914</td> <td></td> <td></td> <td>身体障害者手帳交付対象外となる中軽度の12歳以下の難聴児が、補聴器等を購入する費用の一部を助成する。</td> </tr> <tr> <td>4 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業</td> <td>657</td> <td>県45% 市町村45% 本人10%</td> <td></td> <td>障がい者支援施設等に入所している障がい児・者が、一時帰宅時に在宅サービスを利用する経費を助成する。</td> </tr> <tr> <td>5 発達障がい児・者在宅生活支援事業【廃止】</td> <td>0</td> <td>—</td> <td></td> <td>発達障がい児・者の在宅サービス利用が障害者自立支援法の給付対象となったため。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,036</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業名	予算額	負担割合	事業内容	1 要医療障がい児・者在宅生活支援事業	(1)重症心身障がい児・者等受入モデル事業所看護師配置助成事業【新規】 <鳥取県住民生活に光をそそぐ基金充当事業>	2,832	県1/2 市町村1/2	新たに看護師を配置し、医療行為が必要な重症心身障がい児・者等を受け入れる事業所に対し、配置の費用と介護給付費の差額相当を助成する。 (ア)児童デイサービス (夏休み等の利用) (イ)生活介護 (通年の利用)	(2)生活介護事業所送迎助成事業【新規】	2,882	県45% 市町村45% 本人10%	生活介護事業所において、医療行為が必要な重症心身障がい児・者を送迎するため、介助する者が2人以上となる送迎に要する経費を助成する。	(3)家庭外看護師派遣支援事業	15	県1/3 市町村1/3	医療行為が必要な障がい児・者が家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用を助成する。	2 重度身体障がい者等在宅生活支援事業	(1)入院時付添依頼助成事業【新規】	360	本人1/3	人工呼吸器管理が必要な重症障がい児・者の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を依頼する費用を助成する。	(2)家庭内排痰補助装置助成事業	376		常時または随時排痰を行うことが必要な障がい児・者が家庭内に排痰補助装置を配置するための費用を助成する。	3 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入助成事業【新規】	914			身体障害者手帳交付対象外となる中軽度の12歳以下の難聴児が、補聴器等を購入する費用の一部を助成する。	4 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業	657	県45% 市町村45% 本人10%		障がい者支援施設等に入所している障がい児・者が、一時帰宅時に在宅サービスを利用する経費を助成する。	5 発達障がい児・者在宅生活支援事業【廃止】	0	—		発達障がい児・者の在宅サービス利用が障害者自立支援法の給付対象となったため。	合計	8,036			
事業名	予算額	負担割合	事業内容																																																			
1 要医療障がい児・者在宅生活支援事業	(1)重症心身障がい児・者等受入モデル事業所看護師配置助成事業【新規】 <鳥取県住民生活に光をそそぐ基金充当事業>	2,832	県1/2 市町村1/2	新たに看護師を配置し、医療行為が必要な重症心身障がい児・者等を受け入れる事業所に対し、配置の費用と介護給付費の差額相当を助成する。 (ア)児童デイサービス (夏休み等の利用) (イ)生活介護 (通年の利用)																																																		
	(2)生活介護事業所送迎助成事業【新規】	2,882	県45% 市町村45% 本人10%	生活介護事業所において、医療行為が必要な重症心身障がい児・者を送迎するため、介助する者が2人以上となる送迎に要する経費を助成する。																																																		
	(3)家庭外看護師派遣支援事業	15	県1/3 市町村1/3	医療行為が必要な障がい児・者が家庭外で4人以上集まり活動する場合に、看護師の派遣費用を助成する。																																																		
2 重度身体障がい者等在宅生活支援事業	(1)入院時付添依頼助成事業【新規】	360	本人1/3	人工呼吸器管理が必要な重症障がい児・者の入院時に、保護者による付き添いの一時的な代替を依頼する費用を助成する。																																																		
	(2)家庭内排痰補助装置助成事業	376		常時または随時排痰を行うことが必要な障がい児・者が家庭内に排痰補助装置を配置するための費用を助成する。																																																		
3 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入助成事業【新規】	914			身体障害者手帳交付対象外となる中軽度の12歳以下の難聴児が、補聴器等を購入する費用の一部を助成する。																																																		
4 施設入所障がい児・者在宅生活支援事業	657	県45% 市町村45% 本人10%		障がい者支援施設等に入所している障がい児・者が、一時帰宅時に在宅サービスを利用する経費を助成する。																																																		
5 発達障がい児・者在宅生活支援事業【廃止】	0	—		発達障がい児・者の在宅サービス利用が障害者自立支援法の給付対象となったため。																																																		
合計	8,036																																																					
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成15年度中途から取り組み、障害者自立支援法の介護給付等の対象とならない、法の隙間を埋める事業として、在宅の障がい児・者の生活向上に役立ってきた。</p> <p>今年度は、近年増えている医療行為が必要な重症心身障がい児・者への支援及び正しい言葉の獲得のため、中軽度の難聴児への支援を新たに行う。</p>																																																						